

2013年12月27日

東洋紡株式会社

消費者庁からの措置命令に弊社素材「ブレスエアー®」が掲載されたことに関して

弊社の製造するクッション材「ブレスエアー®」を使ったアップリカ・チルドレンズプロダクツ株式会社（以下、アップリカ社といいます）製ベビーカー「エアリア」6製品の当該広告に対し、アップリカ社は消費者庁から2013年12月26日付にて、その表示内容の一部が不当景品類及び不当表示防止法第4条第1項第1号に違反するものとして、同法第6条に基づく措置命令を受けました。

詳しくは消費者庁およびアップリカ社のウェブサイトに掲載されておりますが、事実の概要としては以下のとおりです。

<消費者庁で認定された事実の概要>

アップリカ社は、対象製品に係るリーフレット、同社ウェブサイトおよび表示内容を自ら決定した雑誌記事において、対象製品のシート内部のクッション材に「ブレスエアー®」を使用することによって、同部分にウレタンを使用した同社従来品に比して、対象製品のシート部分が約1.1倍の通気性を有するかのよう示す表示をしていました。しかし、実際には対象製品のシート部分において、「ブレスエアー®」をほとんど通気性を有しないポリエステル素材で覆っていたほか、さらに他素材を重ねていたことにより、対象製品のシート部分は全く通気性が認められないものでありました。

弊社としましては、「ブレスエアー®」そのものの機能、および弊社が開示した「ブレスエアー®」に関する製品データには何ら不当な表示はなく、「ブレスエアー®」を覆う生地に関する部分に事実と異なる表示があると指摘されたと認識しております。

今回の対象製品に関するご質問等は、アップリカ社にお問い合わせいただきますようお願いするとともに、今後とも弊社製品についてのご理解を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

<クッション材「ブレスエアー®」について>

「ブレスエアー®」は、ポリエステル系エラストマーを原料とした三次元スプリング構造体で、従来のクッション材と比べて高い通気性を有した素材です。

現在、弊社のウェブサイトに掲載している「ブレスエアー®」の通気性に関するデータは、本体そのものを計測したデータであり、シートや寝具のような最終製品としての通気性を保証したものではありません。つきましては、通気性のないカバー生地と組み合わせると通気性が阻害される場合がありますので、ご使用に関してはご注意をお願いいたします。

以上

<アップリカ社の対象製品に関するお問い合わせ先>

アップリカ・チルドレンズプロダクツ株式会社 エアリア広告表示対応専用ダイヤル 0120-033-010

<本リリースに関するお問い合わせ先> 東洋紡株式会社 広報室 TEL 06-6348-4210